

【事件番号】 不服 2004-20017

【審決理由全文】

1. 手続の経緯・本願発明

本願は、平成 9 年 2 月 28 日の出願であって、その各請求項に係る発明は、平成 16 年 10 月 28 日付けの手続補正書により補正された特許請求の範囲の請求項 1 ないし 4 に記載された事項によって特定される、次のとおりのもものと認める。

「【請求項 1】 拡散シートとプリズムシートを配置し面光源を得るバックライト装置において、

前記拡散シートと前記プリズムシートより上面において、入射光の一部を所定軸方向の光に揃えて出射し入射光の残りは前記拡散シート及び前記プリズムシート側に反射する選択的反射機能付偏光フィルムを備え、前記偏光フィルムの上に前記拡散シートの拡散機能よりも弱い拡散機能を有する光学シートを配置したことを特徴とするバックライト装置。

【請求項 2】 拡散シートとプリズムシートを配置し面光源を得るバックライト装置と、液晶セルを一对の偏光板で挟持した透過型液晶パネルを備えた液晶表示装置において、前記拡散シートと前記プリズムシートより上面において、入射光の一部を所定軸方向の光に揃えて出射し入射光の残りは前記拡散シート及び前記プリズムシート側に反射する選択的反射機能付偏光フィルムを備え、前記偏光フィルムの上に前記拡散シートの拡散機能よりも弱い拡散機能を有する光学シートを配置するとともに、前記液晶パネルの下側の偏光板の偏光軸方向と前記偏光フィルムの前記所定軸方向を一致させたことを特徴とする液晶表示装置。

【請求項 3】 前記光学シートは、位相差付きのシートであることを特徴とする請求項 2 に記載の液晶表示装置。

【請求項 4】 前記位相差付きの光学シートの位相差軸方向と、前記偏光フィルムの所定軸方向とが一致していることを特徴とする請求項 3 に記載の液晶表示装置。」

2. 原査定の理由

原査定の拒絶の理由の概要は、下記(1)~(3)のとおりである。

(1)本願の各請求項に係る発明は、その出願前日本国内又は外国において頒布された引用文献(特開平 7-49496 号公報、特開平 6-265892 号公報、特開平 8-146416 号公報)に記載された発明、及び、周知文献(特開平 8-271837 号公報、特開平 6-324333 号公報)に記載された周知技術に基いて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第 29 条第 2 項の規定により特許を受けることができない。

(2)本願の各請求項に係る発明は、その出願の前の特許出願であって、その出願後に出願公告又は出願公開がされた特許出願[特願平 8-312845 号(特開平 10-142407 号)、特願平 8-134225 号(特開平 9-297222 号)]の願書に最初に添付された明細書又は図面(以下、先願明細書という。)に記載された発明と同一であり、しかも、この出願の発明者がその出願前の

特許出願に係る上記の発明をした者と同じではなく、またこの出願の時において、その出願人が上記特許出願の出願人と同一でもないので、特許法第 29 条の 2 の規定により、特許を受けることができない。

(3)本願は、明細書の記載が不備のため、特許法第 36 条第 4 項及び 6 項に規定する要件を満たしていない。

3.当審の判断

(1)について

前記の各引用文献及び各周知文献において、本願の各請求項に係る発明の構成と同等なものが部分的に記載されていることは認められるものの、これら文献の何れにおいても、本願の各請求項を特定するために必要とする、拡散シートとプリズムシートを配置し面光源を得るバックライト装置を構成要件とすることを前提に、「前記拡散シートと前記プリズムシートより上面において、入射光の一部を所定軸方向の光に揃えて出射し入射光の残りは前記拡散シート及び前記プリズムシート側に反射する選択的反射機能付偏光フィルムを備え」たものにおいて、「前記偏光フィルムの上に前記拡散シートの拡散機能よりも弱い拡散機能を有する光学シートを配置した」という構成についてまでは記載されていない。

なお、前置審査(特許法第 162 条で規定される審査)による報告書で新たに引用した文献(特開平 9-7414 号公報、特開平 6-148435 号公報)においても、本願発明を特定する前記構成については何等記載されていない。

そして、本願の各請求項に係る発明は、この構成により、光透過度を高く保ちながら、選択的反射機能付偏光フィルムによる色ムラ、ニジムラ、干渉ジマ等の発生を防ぐと共に、輝度低下も少ないものが得られた、という明細書記載の格別の効果を奏するものと認められる。

したがって、前記した構成は、当業者が容易に想到することができたとはいえないから、本願の各請求項に係る発明は、前記の各引用文献に記載された発明及び各周知文献に記載された周知技術に基いて当業者が容易に発明をすることができたものであるとは認めることができない。

(2)について

先願明細書を精査するも、本願の各請求項を特定するために必要とする、拡散シートとプリズムシートを配置し面光源を得るバックライト装置を構成要件とすることを前提に、「前記拡散シートと前記プリズムシートより上面において、入射光の一部を所定軸方向の光に揃えて出射し入射光の残りは前記拡散シート及び前記プリズムシート側に反射する選択的反射機能付偏光フィルムを備え、前記偏光フィルムの上に前記拡散シートの拡散機能よりも弱い拡散機能を有する光学シートを配置した」という構成についてまでは記載されていない。

したがって、本願の各請求項に係る発明は、先願明細書に記載された発明と同一であるとはいうことができない。

(3)について

「位相差軸」、「位相差付きの拡散シート」、「弱い拡散機能」等に係る記載事項において記載不備があるとしている点についてみるに、これらに係る事項は、何れも、当業者であれば、その技術常識をもって理解でき、かつ、特定できる事項と認められるから、これらをもって本願明細書に記載不備があるとはいうことができない。

4.むすび

以上のとおり、本願については、原査定の拒絶理由によって拒絶すべきものとすることはできない。

また、他に本願を拒絶すべき理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。